



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社よみうりランド
代表者名 代表取締役社長 関根 達雄
(コード番号 9671 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 総務部担当
氏 名 土方 功
(TEL044-966-1131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業領域の拡大と多様化に対応するため、現行定款第 3 条につきまして事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日 (水)

以 上

【別紙】 定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 当会社の目的は次のとおりとする。但し、官庁の許可を要するものについては許可を得て行うものとする。</p> <p>1. 競馬場小型自動車競走場其の他各種競技場の建設及び賃貸</p> <p>2. 競馬又は小型自動車競走の振興並びにこれらの施行に協力する関連事業</p> <p>3.</p> <p>↳ (省 略)</p> <p>12.</p>	<p>第3条 当会社の目的は次のとおりとする。但し、官庁の許可を要するものについては許可を得て行うものとする。</p> <p>1. 競馬場小型自動車競走場其の他各種競技場の建設及び賃貸</p> <p>2. 競馬、小型自動車競走及び自転車競走の振興並びにこれらの施行に協力する関連事業</p> <p>3.</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>12.</p>
<p>第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第9条 (省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第10条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第11条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.</p> <p>↳ (省 略)</p> <p>4.</p>	<p>第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>4.</p>
<p>第12条 (省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利行使に関連する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第14条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p>第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>
<p>第15条</p> <p>↳ (省 略)</p>	<p>第14条</p> <p>↳ (現行どおり)</p>
<p>第45条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第44条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削るものとする。</p>
<p>以 上</p>	<p>以 上</p>